

〈今月の主な記事〉

日本年金機構からのお知らせ	2	年金シニアライフセミナーご参加いただきありがとうございました	6
被保険者資格取得届・資格喪失届の提出をお願いします	2	社会保険お年玉クイズ当選者発表	6
「被保険者報酬月額変更届」の届出が必要な場合について	3	令和6年度 宮崎県社会保険協会年間事業(各種講習会等)予定のご案内	7
協会けんぽ宮崎支部からのお知らせ	4	日本年金機構/一般財団法人 宮崎県社会保険協会/協会けんぽ 宮崎支部からのお知らせ	8-9
お財布とカラダにやさしい「上手な医療のかかり方」	4	インフォメーション	10
インセンティブ(報奨金)制度	5	年金相談の日程等	10
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ	6		
健康づくり講習会のご案内	6		

ハナズオウ

(宮崎市内)

紫がかった濃いピンクの花をびっしりと咲かせるハナズオウ。枝に直接付いているように見えるユニークな花付きが印象的な花木です。

漢字では『花蘇芳』と書き、草木染の一種である蘇芳染めで現れる色合いに似ていることから名前が付いたといわれています。

花が終わるとハート形をした葉が芽吹き、緑の葉の下に付く赤い実も、サヤエンドウのような形で可愛らしいです。



被保険者資格取得届・資格喪失届の提出をお願いします

例年3月・4月は人事異動の多い時期です。新たに従業員を採用したとき、また退職者などがあつたときには、それぞれ資格取得届・資格喪失届の提出を忘れずをお願いします。

資格の取得

適用事業所での常用的使用関係で被保険者に

適用事業所で常用的使用関係にある人が被保険者となります。

これは適用事業所で働き報酬を受けるといふ事実上の使用関係をいい、試用期間中でも報酬が支払われるならば、使用関係が認められます。

この常用的使用関係があれば、国籍などには関係なく、被保険者となります。

資格取得日は使用関係が発生した日など、事実上使用関係が発生した日に取得します。

使用関係の発生とは

「使用されるようになった日」とは事実上の使用関係に入り、報酬が発生する日を指します。たとえば、勤務発令が4月1日、勤務開始が4月10日の場合、給料の支払い方法により、次のように異なります。

- ① 1か月分の給料が支払われる場合 → 資格取得日は4月1日
- ② 4月の給料が日割計算で支払われる場合 → 資格取得日は4月10日

資格喪失

被保険者の資格は退職日の翌日などに喪失

健康保険・厚生年金保険の被保険者の資格は

次の①～⑤に該当する日の翌日(⑥～⑦については当日)に喪失します。

- ① 適用事業所に使用されなくなった日(退職日等)
- ② 死亡した日
- ③ 任意適用事業所が任意適用取消が認可された日
- ④ 事業所が廃止になった日
- ⑤ 雇用形態が変わり、適用除外^{*}になった日
- ⑥ 厚生年金保険については70歳に達した日(誕生日の前日)
- ⑦ 健康保険については後期高齢者医療の被保険者となった日(75歳の誕生日等)

(^{*}適用除外:被保険者の条件を満たさなくなった日)



届出

資格取得届・資格喪失届とも事業主はそれぞれ資格取得日・資格喪失日から5日以内に提出します。

届の提出は電子申請が便利です

- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、資格喪失届に添付してお返しください。

「被保険者報酬月額変更届」の届出が必要な場合について

被保険者の標準月額、昇給や降給によって報酬額が大幅に変動した場合、改定を行うことになっていきます。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、次の3つすべてにあてはまる場合に、標準報酬月額の改定が必要となりますので、「被保険者報酬月額変更届」を提出してください。

- 1.昇(降)給などで固定的賃金の変動があったとき
- 2.固定的賃金の変動月以降引き続く3か月間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき。
- 3.固定的賃金の変動した日以降、引き続いた3か月における報酬の支払われたすべての支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上あるとき。

ただし、次の場合は、随時改定の要件には該当しませんので、「被保険者報酬月額変更届」の提出は不要です。

① 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額が従前の標準報酬月額より下がり、2等級以上の差が生じた場合

② 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額が従前の標準報酬月額より上がり、2等級以上の差が生じた場合

社会保険料の納付は口座振替をご利用ください

毎月、金融機関に出向く必要がないので便利です。

● 口座振替手数料のご負担は不要です。

● 全国の金融期間がご利用になれます。

銀行、信用金庫、労働金庫、農協、ゆうちょ、イオン銀行等の口座から振替が可能です。

※一部お取扱いの出来ない金融機関がございます。(イオン銀行を除く、インターネット専門銀行等)

● 毎月末日に、毎月分の保険料をご指定の口座からお引き落としします。

※振替当日に残高が不足していた等の事情で口座振替が出来なかった場合は、後日郵送される納付書にて、金融機関等の窓口で納付していただくことになります。

口座振替を希望される場合や、ご不明な点等ございましたら、年金事務所へお問い合わせください



協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

お財布とカラダにやさしい!!

『上手な医療のかかり方』

ポイント
1

緊急時以外は 平日昼間に受診しよう

- 診療時間外の受診は原則加算が付いて、自己負担額が増えてしまいます。
- 休日や夜間の受診は、緊急性の高い重症患者や入院患者などの治療の機会を奪うことになりかねません。やむを得ない場合以外は、診療時間内に受診するようにしましょう。

休日加算【初診の場合】 初診料 + **750円**

ポイント
2

かかりつけ医を持とう

- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、病歴、体質、生活習慣等を把握した上での治療やアドバイスを受けることができます。
- 詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、適切な大病院や専門医を紹介してもらうことができるので安心です。



ポイント
3

はしご受診をしない

- 同じ病気やケガで複数の医療機関を受診すると、受診のたびに初診料や同じような検査料等がかかり、検査による体への負担や医療費がかさみます。
- 同じ作用の薬を処方されることによる薬の重複や複数の薬の飲み合わせにより、副作用等を引き起こす場合もあります。

ポイント
4

お薬はジェネリック 医薬品にしよう

- 効果や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に同一の有効成分を利用することから、薬代が安価になり、自己負担額を軽減することができます。ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師や薬剤師へご相談ください。

ポイント
5

今から使おう!マイナ保険証

- マイナンバーカードを保険証として登録すると、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。マイナ保険証の利用は、これまでの診療や使用した薬の情報、特定健診等のデータに基づく診療を受けることができるほか、窓口で限度額以上の支払いが不要となるなどメリットがあります。令和6年12月2日には健康保険証廃止が予定されておりますので、今のうちからマイナ保険証をご使用ください。

協会けんぽ宮崎支部
YouTubeチャンネル

「医療費適正化」他、健康づくりに
役立つ動画を掲載しています。

こちらの二次元
バーコードから
ご確認ください



令和6年能登半島地震により被災された皆様へ

令和6年能登半島地震による災害の被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方やそのご家族に、心よりお悔やみ申し上げます。

全国健康保険協会では、令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けられた加入者の皆様につきまして、令和6年1月1日から令和6年4月30日の診療において医療機関窓口での一部負担金等の支払いの免除および還付を行っております。

免除について

こちらの二次元
バーコードから
ご確認ください



還付について

こちらの二次元
バーコードから
ご確認ください



詳しくは、全国健康保険協会のホームページをご確認ください。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

検索

～皆様の取組みが保険料率に反映されます～

『インセンティブ(報奨金)制度』

この度、令和4年度宮崎支部インセンティブ制度の順位が
確定しましたので、お知らせします。

令和4年度
宮崎支部総合
7位 / 47支部

インセンティブ制度とは

5つの評価指標に基づき全国47支部を順位付けし、上位15支部へ
「インセンティブ(報奨金)」を与え、健康保険料率に反映させることで
健康保険料率の上昇を抑えることができる制度です。

加入者の皆様の取組みが評価された結果です。引き続きご協力をお願いいたします。
令和4年度の実績は令和6年度健康保険料率に反映されます

『5つの評価指標』と『令和4年度宮崎支部の順位』

指標
1

特定健診等の
実施率

40位

順位の維持・向上のため
宮崎支部の課題はココ!!

1年に1回
健診受診

被保険者の方は「生活習慣病予防健診」を受診しましょう！
被扶養者の方は「特定健診」を受診しましょう！

※労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、健診結果を
ご提供いただくことで実施率へ反映します。



指標
2

特定保健指導の
実施率

8位

健診結果で生活習慣の改善が必要と判定され
た方に、保健指導を行います。
案内が届きましたら、「特定保健指導」を受けま
しょう！

指標
3

特定保健指導
対象者の減少率

11位

特定保健指導を活用し、次年度、特定保健指導の
対象とならないよう、生活習慣の改善に取り組
みましょう！

指標
4

要治療者の
医療機関受診率

13位

健診の結果(血圧・血糖)から、再検査または治療が
必要と判定を受けた方は、速やかに医療機関を
受診しましょう！

指標
5

ジェネリック医薬品の
使用割合

2位

効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働
省から認められたお薬です。先発医薬品より、3
～5割程度安くなる場合があります。医療費適正
化のために、積極的なご利用をお願いします！

協会けんぽ宮崎支部
YouTubeチャンネル

「インセンティブ制度」他、
健康づくりに役立つ動画を掲載しています。

こちらの二次元バーコードからご確認ください



健康づくり 講習会のご案内

※費用は当協会が全額負担しますので無料です。
5年度の協会費を納入頂いた事業所様が対象です

(一財)宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、保健師・健康運動指導士による講習会及び、実技指導等を実施しています。この機会に是非、講習会等のお申込みをお待ちしております。

保健師による主な講習会内容

- 食中毒を防ごう
- インフルエンザの予防と対策
- 生活習慣病の予防と対策
- 快適睡眠宣言
- 脂質異常の予防と対策
- その他(ご希望のテーマ)

健康運動指導士による主な講習会内容

- 腰痛・肩こり予防体操
- 心と身体 の健康体操
- 椅子に座ってできる健康体操
- 音楽に合わせたリズム体操
- その他(ご希望のテーマ)

お申込
お問い合わせ

(一財)宮崎県社会保険協会

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C
TEL.(0985)23-0200 FAX.(0985)23-9077
ホームページからもお申込みができます <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>



年金シニアライフセミナーにご参加いただきありがとうございました

本年2月に宮崎・都城・延岡地区の3会場で、年金シニアライフセミナーを開催いたしましたところ、沢山の皆様にご参加いただきまして、ありがとうございました。

7ページに、令和6年度開催予定の各種講習会を記載しておりますので、今後ともよろしく願いいたします。



社会保険お年玉クイズ 当選者発表

A 正解は「サンテイ」でした

令和6年1月号の社会保険お年玉クイズに多数の応募をいただきましてありがとうございました。回答が、「サンテイ」・「テンサイ」・「サイテン」など色々な組み合わせができます。出題方法に問題があり、上記の3通り回答いただいた方は、全て正解とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ご当選されました皆様 (敬称略)

地区	氏名	地区	氏名
宮崎市	進藤 祐子様	都城市	米澤 美佐子様
	横山 望様		宮原 香織様
	成田 優美子様		田中 裕子様
日南市	若松 千恵美様	北諸県郡	行田 典子様
延岡市	重黒木 康子様	児湯郡	広瀬 美智子様

令和6年度社会保険協会費納入のお願い

社会保険協会の運営につきましては、平素から格段のご理解を賜り心からお礼申し上げます。令和6年度の協会費につきましては、4月上旬に別途ご案内させていただきます。ご理解・ご協力を宜しく願いいたします。



一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

令和6年度 宮崎県社会保険協会年間事業(各種講習会等)予定のご案内

1. 第1回新任社会保険事務担当者研修会

地区名	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	80名	令和6年 5月	宮崎市民文化ホール(イベントホール)
都城市	50名	令和6年 5月	都城市ウエルネス交流プラザ(茶霧茶霧ギャラリー)
延岡市	50名	令和6年 5月	延岡市社会教育センター(2階 研修室5)
日向市	30名	令和6年 5月	日向ひとものづくりセンター(視聴覚室)
小林市	30名	令和6年 5月	小林市文化会館(2階 会議室)
日南市	30名	令和6年 5月	南郷ハートフルセンター(2階 大会議室)
高鍋町	30名	令和6年 5月	高鍋町中央公民館(作業室)

2. 労働保険に関する事務講習会

地区名	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	80名	令和6年 6月	宮崎市民文化ホール(イベントホール)
都城市	40名	令和6年 6月	都城市ウエルネス交流プラザ(茶霧茶霧ギャラリー)
延岡市	40名	令和6年 6月	延岡市社会教育センター(1階 研修室1)

3. 社会保険制度の講習会(協会費を納入いただいた事業所様が対象です)

管轄	地区名	開催予定月	会場名
宮崎	宮崎市	令和6年 9月	宮崎市民文化ホール(大ホール)
	日南市	令和6年 9月	南郷ハートフルセンター(小ホール)
都城	都城市	令和6年 9月	都城市総合文化ホール(中ホール)
	小林市	令和6年 9月	小林市文化会館(小ホール)
延岡	延岡市	令和6年 9月	野口遵記念館(ホール)
	日向市	令和6年 9月	日向市中央公民館(ホール)
	高千穂町	令和6年 9月	高千穂町自然休養村管理センター(研修室1)
高鍋	高鍋町	令和6年 9月	高鍋町中央公民館(大ホール)

4. 年末調整に関する事務講習会

地区名	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	80名	令和6年 11月	宮崎市民文化ホール(イベントホール)
都城市	40名	令和6年 11月	都城市ウエルネス交流プラザ(茶霧茶霧ギャラリー)
延岡市	40名	令和6年 11月	延岡市社会教育センター(1階 研修室1)

5. 第2回新任社会保険事務担当者研修会

地区名	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	60名	令和6年 12月	宮崎市民文化ホール(2階 会議室)
都城市	40名	令和6年 12月	都城市ウエルネス交流プラザ(茶霧茶霧ギャラリー)
延岡市	40名	令和6年 12月	延岡市社会教育センター(3階 研修室4)

6. 年金シニアライフセミナー

地区名	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	60名	令和7年 2月	宮崎市民文化ホール(2階 会議室)
都城市	40名	令和7年 2月	都城市総合文化ホール(会議室1)
延岡市	40名	令和7年 2月	延岡市社会教育センター(2階 研修室5)

日本年金機構の主な届書

届書・申請書の提出は下記の郵送先に送付をお願いします。

被保険者資格、被扶養者に関すること	届書・申請書名
従業員を採用したとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
従業員が退職・死亡したとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届
従業員の家族を被扶養者とするとき、 被扶養者に異動があったとき	健康保険 被扶養者(移動)届 (国民年金 第3号被保険者関係届)
被保険者に関すること	届書・申請書名
従業員及び被扶養配偶者の住所に 変更があったとき ※1	健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届 (国民年金第3号被保険者住所変更届)
従業員の氏名に変更があったとき ※1	健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更(訂正)届
従業員の生年月日訂正が必要なとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者生年月日訂正届
報酬月額、賞与、育児休業等に関すること	届書・申請書名
定時決定のため、4月～6月の報酬月額の届出を行うとき ※2	健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
報酬額に大幅な変動があり、随時改定に該当するとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届
賞与を支給したとき ※3	健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届
賞与を支給しないとき ※3	健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書
産前産後休業を取得し、保険料の免除を受けるとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者産前産後休業取得者申出届
育児休業等を取得し、保険料の免除を受けるとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者育児休業等取得者申出書
その他	届書・申請書名
保険証の添付を必要とする届書提出時に、 保険証の添付ができないとき	健康保険 被保険者証回収不能・滅失届
基礎年金番号通知書の再交付を受けるとき	基礎年金番号通知書 再交付申請書
健康保険資格取得後、保険証が届く前に早急に 病院などで診療を受けるとき	健康保険被保険者 資格証明書交付申請書
国民健康保険等に加入するため、健康保険の 資格喪失証明等が必要なとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得・資格喪失等確認申請書

※1マイナンバーと基礎年金番号が紐付けされている方は、原則、提出不要です。

※2年金機構より、被保険者の氏名等が記載された届書が送付され、必ず提出が必要です。

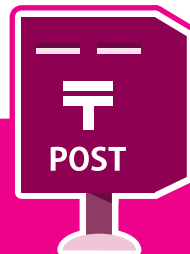
※3年金機構より、被保険者の氏名等が記載された届書が支払月前月に送付されます。

賞与を支払ったときは賞与支払届、支払がないときは賞与不支給報告書の提出が必要です。

届書・申請書の
郵送先

日本年金機構 福岡広域事務センター

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル



社会保険の手続きは **電子申請** でカンタンに！

電子申請とは、申請・届書を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

社会保険協会の主な事業

事業	内容
社会保険制度の広報宣伝	広報誌 社会保険みやざきの印刷・発行
社会保険制度の趣旨・普及等	社会保険制度の講習会 年金シニアライフセミナー 新任社会保険事務担当者研修会 労働保険に関する事務講習会 年末調整に関する事務講習会
健康づくり事業	保健師・健康運動指導士等による健康づくり講習会 保健師巡回健康相談 健康啓発ビデオ(DVD)の貸出し
福利厚生事業	宿泊施設優待券の発行 家庭常備薬等の斡旋

協会けんぽ 宮崎支部 全国健康保険協会

- ▶健康保険の給付・保険証発行に関すること
- ▶生活習慣病予防健診・特定健診の申込受付
- ▶レセプトに関すること
- ▶任意継続に関すること
- ▶保健指導など健康づくり事業

協会けんぽの主な届書

各種申請書は郵送でご提出ください。

給付に関すること		届書・申請書名	
保険証を提示できなかったときなど		療養費支給申請書(立替払等)	
治療用装具を作成したとき		療養費支給申請書(治療用装具)	
自己負担額が高額になったとき		高額療養費支給申請書	
入院した時などの窓口支払額を軽減したいとき(被保険者が課税の場合)		限度額適用認定申請書	
入院した時などの窓口支払額を軽減したいとき(被保険者が非課税の場合)		限度額適用・標準負担額減額認定申請書	
被保険者が療養のため仕事を休み、給料を受けられないとき		傷病手当金支給申請書	
被保険者が出産のため仕事を休み、給料を受けられないとき		出産手当金支給申請書	
出産したとき(直接支払制度を利用したとき)		出産育児一時金内払金支払依頼書	
出産したとき(直接支払制度を利用しなかったとき)		出産育児一時金支給申請書	
被保険者(被扶養者)が死亡したとき		埋葬料(費)支給申請書	
交通事故や第三者の行為により負傷(けが)をしたとき		第三者行為による傷病届	

健康保険証などの再交付に関すること	届書・申請書名	任意継続保険に関すること	届書・申請書名
保険証を紛失したとき	被保険者証再交付申請書	任意継続保険に加入するとき	任意継続被保険者資格取得申出書
高齢受給者証を紛失したとき	高齢受給者証再交付申請書	任意継続保険の資格を喪失するとき	任意継続被保険者資格喪失申出書

健診に関すること	届書・申請書名
特定健診の受診券の(再)交付を受けたいとき	特定健康診査受診券(セット券)申請書

各種申請書
郵送先

全国健康保険協会宮崎支部
〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

各種申請書は協会けんぽホームページやコンビニにあるマルチコピー機(有料)から印刷できます

協会けんぽ 宮崎 検索

3・4月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
3月・4月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
3月の休日受付	9日(土)	午前9:30～午後4:00
4月の休日受付	13日(土)	午前9:30～午後4:00

3・4月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- ◆予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで) 飛び込みのご相談は承っておりません。

会場	3月	4月
串間市役所 会議室	7日(木)	4日(木)
えびの市役所 会議室	14日(木)	11日(木)
西都市役所 市民課年金係	21日(木)	18日(木)
高千穂町役場 町民相談室	21日(木)	18日(木)
小林市役所 1階相談室	21日(木)	18日(木)
日南市役所 会議室	28日(木)	25日(木)
日向市中央公民館 2階 第4研修室	28日(木)	25日(木)

協会けんぽからのお願い

保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

- 電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
- 携帯電話でもご利用できます
- IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日 午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ！

0570-05-4890

ゴヨクヲ

〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで予約相談を実施しています。



街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のとこまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のとこまで

宮崎年金事務所 **0985-52-2111** 都城年金事務所 **0986-23-2571**
 延岡年金事務所 **0982-21-5424** 高鍋年金事務所 **0983-23-5111**

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のとこまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会) **0985-35-5364** (代表)自動音声でご案内します

案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保健使用、医療費通知など)
 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康宣言など)

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>